

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営して行く必要があり、確固とした経営基盤を有していることが求められている。

これを踏まえ、交野市が社会福祉法人の設立を認可するに当たって、満たされているべき最低限の基準を以下のとおり定める。

## 社会福祉法人に係る審査基準

- 1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。
- 2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。
- 3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。
  - (1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。
  - (2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。
  - (3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。
    - ア 支払能力  
収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。  
ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。
    - イ 設備投資の妥当性  
事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。
    - ウ 資本構成の安定度  
事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が33パーセント以上であること。

## エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。

### 【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のもを作成すること。
- (ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (カ) 職員俸給は、常勤換算一人当たり330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によること。

### 【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】

- (ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。
- (イ) 固定資産は、土地及び建物（工事費＋設計監理費）その他の固定資産の合計額とすること。
- (ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0とすること。
- (エ) 固定負債は、借入金の額とすること。
- (オ) 純資産は、資産合計（流動資産＋固定資産）から負債合計（流動負債＋固定負債）を減じた額とすること。

附則 この審査基準は、平成25年10月1日から施行する。